

●艦内編制令

昭和十二年四月二十三日
内令第百六十八號

改正

昭和一三年第一〇一四號、第一二六七號、一四年第二三一號、第八一四號、一六年第一九二號、第三四九號、第六〇〇號、第九八七號、一七年第一二五二號、

一八年第九二五號、第二五七二號、一九年第五九五號

艦内編制令左ノ通改正セラル

艦内編制令

第一章 總則

第一條 艦内編制ハ艦船ニ於テ戦闘ノ要求ニ適スルヲ主眼トシ

諸般ノ要務遂行ニ適應セシメンガ爲ニ定ムル乗員及諸物件ノ

區分編組ナリ

第二條 艦内編制ヲ分チテ戦闘編制及常務編制ノ二トシ各編制

ヲ通ジ艦船ノ乗員及諸物件ハ之ヲ戦闘幹部、潜航幹部、内務科、航海科、砲術科、水雷科、機雷科、通信科、飛行科、機關科、醫務科及主計科ニ區分ス但シ潜航幹部ハ潛水艦ニ之ヲ置キ飛行科ハ航空機ヲ搭載スル場合ニ於テ必要ニ應ジ之ヲ置クモノトス

小軍艦又ハ軍艦以外ノ艦船ニ於テハ必要ニ應ジ一部ノ科ヲ他

第二類 編制 艦内編制令

ノ科ニ合併シ又ハ之ヲ置カザルコトヲ得

各科ニ配屬スル人員ヲ某科員ト稱ス但シ他ノ科ニ兼務又ハ補助配置ヲ有スル者ハ其ノ兼務又ハ補助配置ニ就ク場合ニ限り各其ノ配屬ニ依リ呼稱ス

本令中特ニ規定スルモノノ外諸物件ノ配屬ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第三條 下士官及兵ヲ總稱シテ兵員ト稱シ又其ノ科別ニ應ジ左

ノ如ク呼稱ス

水兵科 水兵員

飛行科 飛行兵員

整備科 整備員

機關科 機關員

工作科 工作員

軍樂科 軍樂員

看護科 看護員

主計科 主計員

軍樂員、看護員及主計員ヲ總稱シテ特務員ト稱スルコトヲ得

第二章 戰闘編制

第一節 通則

第四條 戰鬪編制トハ戰鬪又ハ之ト直接關聯スル業務ニ於ケル

艦内編制ヲ謂フ

第五條 戰鬪編制ニ在リテハ 内務科、航海科、砲術科、水雷科、

機雷科、通信科、飛行科、機關科、醫務科及主計科ハ各内務

長、航海長、砲術長、水雷長、機雷長、通信長、飛行長、機

關長、軍醫長又ハ主計長之ヲ指揮ス

第六條 諸配置員中兵科士官又ハ主計科士官ヲ以テ充ツルモノ

ハ場合ニ依リ當該科ノ特務士官又ハ准士官ヲ以テ之ニ充ツル

コトヲ得

第七條 本章ニ掲グル諸配置員中科別ノ指定ナキモノハ戰鬪幹

部、内務科、航海科、砲術科、水雷科、機雷科、通信科、飛

行科及機關科ニ在リテハ兵科、醫務科ニ在リテハ軍醫科及看

護科、主計科ニ在リテハ主計科トシ身分ノ指定ナキモノハ上

記ノ區分ニ依ル各科下士官、兵ヲ以テ之ニ充ツ

第二節 戰鬪幹部

第八條 戰鬪幹部ノ編制左ノ如シ

一 艦長

二 副長 戰鬪ニ當リ艦長ヲ輔佐ス

副長ハ防禦ノ全般指揮ニ關シ艦長ヲ輔佐シ其ノ命令ヲ執行

スル場合ニハ特ニ之ヲ防禦總指揮官ト稱ス

三 艦長附 艦長直屬トシテ其ノ命ヲ承ケ服務スル者ニシテ

乗組士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

艦長附ハ他ノ配置ニ在ル分隊長ヲシテ之ヲ兼ネシムルコト

ヲ得

四 副長附 副長直屬トシテ其ノ命ヲ承ケ服務スル者ニシテ

乗組士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

五 戰鬪幹部附 電話器、通報器、傳聲管、高聲令達機、空

氣傳送器、艦長方向發信器等ニ就キ主トシテ艦長ノ戰鬪指

揮全般ニ關スル通信傳令ニ從事スル者ニシテ其ノ配置ニ應

ジ航海幹部附、射擊幹部附、發射幹部附、敷設幹部附、防

禦幹部附、艦橋見張員等ヲ兼ネシムルモノトス

戰鬪幹部附中艦長側近ノ者ヲ艦長傳令、副長側近ノ者ヲ副

長傳令ト略稱スルコトヲ得

戰鬪幹部附中艦長方向發信器ノ操作ニ從事スル者ヲ特ニ方

向盤員ト稱ス

第二節ノ二 潜航幹部

第八條ノ二 潜航幹部ノ編制左ノ如シ

一 潜水艦長

二 潜航指揮官 潜航ニ關シ潜水艦長ヲ輔佐シ其ノ命令ヲ執行スル者ニシテ水雷長ヲ以テ之ニ充ツ

三 潜航長 潜航指揮官直屬トシテ其ノ命ヲ承ケ服務スル者ニシテ乗組特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

四 潜航幹部附 潜水艦ノ發令所及其ノ附近ニ於テ潜舵、横舵、油壓轉換辨、高壓空氣辨、低壓分配辨、海水辨、傳聲管等ニ就キ主トシテ直接潛航作業ニ從事スル者ニシテ其ノ配置ニ應ジ發射機員、砲員等ヲ以テ兼ネシムルモノトス

潜航幹部附ハ其ノ配置ニ在リテ操作ニ從事スル場合之ヲ潜舵手、橫舵手、油壓手、空氣手、低壓手、注水手、發令所傳令等ト稱ス

第二節ノ三 内務科

第八條ノ三 内務科ノ編制左ノ如シ

一 内務長

二 内務士 内務長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ

第二類 編制 艦内編制令

乗組士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 掌内務長 内務長ノ命ヲ承ケ兵器、需品等ノ供給及整備ヲ掌ル者ニシテ乘組特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

四 内務科要具庫員 掌内務長ノ命ヲ承ケ主トシテ兵器、器具、需品、材料等ノ配給ニ從事スル者ヲ謂ヒ他ノ配置ニ在ル者ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス

五 防禦幹部

六 應急部

七 注排水部

八 電機部

内務科ノ要具庫、倉庫等ハ内務長直轄トスルヲ例トス

第八條ノ四 防禦幹部員ノ編制左ノ如シ

一 防禦指揮官 艦長ノ命ヲ承ケ所掌各部業務ノ全般ヲ指揮スル者ニシテ内務長ヲ以テ之ニ充ツ

二 防禦指揮官附 防禦指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ内務士ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス

三 防禦幹部附 防禦幹部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(4) 機動員 防禦指揮官又ハ防禦指揮官附ノ命ヲ承ケ防禦

指揮ニ關スル業務ヲ補助スル者ヲ謂フ
(ロ) 通信傳令員 通信裝置ヲ取扱ヒ又ハ口達ニ依リ防禦指

揮ニ關スル通信傳令ニ從事スル者ヲ謂フ
(ハ) 電話交換員 艦内有線電話ノ交換ニ從事スルモノヲ謂フ

第八條ノ五 應急部ハ防火、防水、防毒又ハ破壊物處置ニ對ス

ル諸裝置及要具並ニ所屬人員ヨリ成リ艦首ヨリ艦尾ニ至ル順序ヲ以テ番號ヲ附シ第一應急部、第二應急部ト呼稱ス

第八條ノ六 應急部員ノ編制左ノ如シ

一 應急部指揮官 防禦指揮官ノ命ヲ承ケ應急部ヲ指揮スル者ニシテ分隊長ヲ以テ之ニ充ツ
二 應急部附 應急部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ又ハ一部ノ指揮ヲ分掌スル者ニシテ乗組士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

本號ノ特務士官、准士官ヲ特ニ應急長ト稱ス

三 應急班指揮官 應急部指揮官ノ命ヲ承ケ應急班ヲ直接指揮スル者ニシテ第一應急班指揮官、第二應急班指揮官等ト稱シ乗組士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

五 機動員 冷却機、製冰機、消防ポンプ等ノ整備取扱ニ從

四 應急員 應急部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其ノ主

要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス
(ロ) 應急班下士官 應急部指揮官又ハ應急班指揮官ノ命ヲ

承ケ應急作業ニ注意シ且之ガ直接指導ニ任ズル者ニシテ兵曹、機關兵曹、工作兵曹又ハ整備兵曹ヲ以テ之ニ充

ツ

(ハ) 應急班員 各應急班ノ應急作業ニ直接從事スル者ニシテ水兵員、機關員及工作員ヲ以テ之ニ充ツルノ外機關科

員、主計科員又ハ飛行科員ノ一部ヲ以テ之ヲ兼ネシメ又他ニ戰闘配置ナキ司令部附ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

應急班員ハ其ノ業務ニ應ジ防火員、防水員、防毒員、通風員、破壊物處置員、探知員、警戒員、傷者處置員等ト呼稱ス

(ハ) 燈火員 他ノ科ニ屬セザル艦内一般ノ燈火ノ整備ニ從事スル者ニシテ應急班員ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス

(ロ) 通信傳令員 通信裝置ヲ取扱ヒ又ハ口達ニ依リ應急指揮ニ關スル通信傳令ニ從事スル者ヲ謂フ

事スル者ニシテ應急班員ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス
第八條ノ七 注排水部ハ注排水裝置及其ノ附屬裝置並ニ所屬人

員ヨリ成ル注排水部ハ注排水裝置裝備ノ狀況ニ依リ其ノ一部
又ハ全部ヲ置カザルコトヲ得

第八條ノ八 注排水部員ノ編制左ノ如シ

一 注排水部指揮官 防禦指揮官ノ命ヲ承ケ注排水裝置ニ依

ル注排水作業ヲ指揮スル者ニシテ分隊長ヲ以テ之ニ充ツ

二 注排水部附 注排水部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助

シ又ハ一部ノ指揮ヲ分掌スル者ニシテ乘組士官、特務士官、

准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 注排水員 注排水部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其

ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 注排水部下士官 注排水部指揮官又ハ注排水部附ノ命

ヲ承ケ注排水作業ニ注意シ且之ガ直接指導ニ任ジ又要ス
レバ注排水ノ傳令ニ從事スル者ニシテ兵曹、機關兵曹、

工作兵曹又ハ整備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 管制裝置員 注排水管制裝置ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂フ

(ハ) 弁開閉員 注排水弁ノ開閉取扱ニ從事スル者ヲ謂フ

(ニ) 卽筒員 主トシテ注排水ニ使用スル海水ポンプ、ビル
ヂポンプ等ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂フ
(ホ) 補助員 注排水部指揮官又ハ注排水部附ノ命ヲ承ケ注
排水部ノ指揮ニ關スル業務ヲ補助スル者ニシテ必要ニ應
ジ之ヲ配ス

(ヘ) 通信傳令員 電話器、傳聲管、空氣傳送器等ニ就キ注排
水ノ通信傳令ニ從事スル者ヲ謂フ注排水員ノ業務ハ必要

ニ應ジ飛行科員、機關科員、應急員、彈藥供給員等ノ一

部ヲシテ之ヲ補助セシム

注排水部員ハ前項ニ規定スルモノノ外其ノ配置ノ場所ニ
應ジ注排水部指揮所員、前部注排水管制所員、第一弁開
閉室員等ト區別呼稱ス

第八條ノ九 電機部ハ發電機、電動機、電燈、配電施設、電氣

ヲ承ケ注排水作業ニ通信裝置及其ノ關聯裝置並ニ所屬人員ヨリ成ル

第八條ノ十 電機部員ノ編制左ノ如シ

一 電機部指揮官 防禦指揮官ノ命ヲ承ケ電機部ヲ指揮スル

者ニシテ分隊長ヲ以テ之ニ充ツ

ハ一部ノ指揮ヲ分掌スル者ニシテ乘組士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

本號ノ特務士官、准士官ヲ特ニ電機長ト稱ス

三 電機員 電機部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 電機部下士官 電機部指揮官又ハ電機部附ノ命ヲ承ケ

電機部ニ屬スル諸裝置ノ取扱ニ關スル業務ニ注意シ且之ガ直接指導ニ任ズル者ニシテ機關兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 發電機員 發電機及其ノ關聯裝置ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂フ

(ハ) 電動機員 電動機及其ノ關聯裝置ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂フ

(二) 内務科電路員 内務科ニ屬スル電路其ノ他電機諸裝置ノ整備ニ從事スル者ヲ謂フ

(ホ) 通信傳令員 電機部ノ通信傳令ニ從事スル者ヲ謂フ
前項ノ區別ノ外電機員ハ必要ニ應ジテ配員ヲ行ヒ其ノ取扱フ所ノ機械等ノ稱號ニ依リ前部發電機員、何號某電動機員等ト稱ス

第八條ノ十一 内務長ハ各科ノ船體、兵器、機關及諸裝置ノ破損等ニ對スル應急修理及電機諸裝置ノ整備等ニ關シテハ當該

科長ヲ援助スルモノトス

第三節 航海科

第九條 航海科ノ編制左ノ如シ

一 航海長

二 航海長輔佐官 航海長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ又ハ航海科一部ノ指揮ヲ分掌スル者ニシテ他ノ配置ニ在ル分隊長ヲシテ之ヲ兼ネシム

三 航海士 航海長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ乗組士官ヲ以テ之ニ充ツ

四 掌航海長 航海長ノ命ヲ承ケ兵器、要具、需品等ノ供給及整備ヲ掌ル者ニシテ航海科ノ他ノ配置ニ在ル乗組特務士官、准士官ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス

五 操舵長 航海長ノ命ヲ承ケ兵器、諸裝置等ノ整備ヲ分擔シ操舵員ノ業務ヲ直接監督シ又應急處置ノ實施ニ任ズル者ニシテ乘組特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

六 航海科要具庫員 掌航海長ノ命ヲ承ケ火工兵器、需品、

要具等ノ配給ヲ爲ス者ヲ謂ヒ他ノ配置ニ在ル者ヲシテ之ヲ
兼ネシムルヲ例トス

七 航海幹部附

八 操舵員

九 信號部

十 見張部

第十條

航海幹部附ハ航海長、航海長輔佐官又ハ航海士ノ命ヲ
承ケ航海ニ關スル業務ヲ補助スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其

ノ分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

一 艦位測定補助員 艦位ノ測定及其ノ記入ニ關スル業務ヲ

補助スルト共ニ作戰圖ノ作製補助其ノ他ニ從事スル者ヲ謂フ

ヒ兼ネ氣象作業ニ從事スルモノトス

二 氣象員 氣象作業ニ從事スル者ヲ謂フ

三 記錄員 當直記錄、作戰諸記錄等ノ記註ニ從事スル者ヲ
謂ヒ氣象員ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス

必要ニ應ジ主計科員ノ一部ヲシテ記錄員ヲ補助セシムルモノトス

六 航跡自畫器員 航跡自畫器ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂ヒ艦
位ノ記入及作戰圖ノ作製ヲ補助スルヲ例トス

七 測程儀員 測程儀ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂ヒ航跡自畫器
ノトス

第二類 編制 艦内編制令

八四

員ヲ以テ之ヲ兼ネシムルヲ例トス
八 測深儀員又ハ探信儀員 測深儀又ハ探信儀ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂フ

第十二條 信號部員ノ編制左ノ如シ

一 信號指揮官 艦長ノ命ヲ承ケ信號通信全般ノ指揮ヲ掌ル
者ニシテ航海長ヲ以テ之ニ充ツ
二 信號指揮官附 信號指揮官ノ命ヲ承ケ信號通信ノ指揮ニ任ジ信文ノ作製及解讀ニ從事スル者ニシテ航海士ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス
三 信號長 信號指揮官ノ命ヲ承ケ兵器及諸裝置ノ整備ヲ分擔シ信號員ノ業務ヲ直接監督シ又ハ一部ノ信號通信ノ指揮ヲ分掌スル者ニシテ乘組特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ
四 信號員 信號部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス
(イ) 信號員長 信號兵器及諸裝置ノ取扱及整備ニ注意シ作業ノ直接監督ニ關シ信號長ヲ補助スル者ニシテ首席信號員ヲ以テ之ニ充ツ

第十三條 見張部員ノ編制左ノ如シ

(ロ) 送信員 主トシテ信號ノ送信ニ從事スル者ヲ謂ヒ其ノ配置ニ依リ旗旗員、發光員、手旗員、探照燈信號員、速力標員、速力燈員等ト區別呼稱ス
(ハ) 受信員 主トシテ信號ノ受信ニ從事スル者ヲ謂フ

一 見張指揮官 艦長ノ命ヲ承ケ見張ニ關スル全般ノ指揮ヲ掌リ又必要ニ應ジ之ヲ直接指揮スル者ニシテ分隊長又ハ乘組士官ヲ以テ之ニ充ツ
二 見張指揮官附 見張指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スルト共ニ見張員ノ業務ヲ直接監督シ又一部ノ見張指揮ヲ分掌スル者ニシテ乘組士官ヲ以テ之ニ充ツ
三 見張長 見張指揮官ノ命ヲ承ケ兵器及諸裝置ノ整備ヲ分擔シ見張員ノ業務ヲ直接監督シ又ハ一部ノ見張指揮ヲ分掌スル者ニシテ乘組特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ
四 見張員 見張部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其ノ配置ニ依リ上部見張員、下部見張員、後部見張員、上空見張員、艦橋見張員等ト區別呼稱シ首席見張員ヲ見張員長ト稱ス

見張員長ハ見張兵器及諸裝置ノ取扱及整備ニ注意シ作業ニ

關シ見張長ヲ直接補助スルモノトス

五 通信傳令員 電話器、傳聲管、通報器等ニ就キ見張ノ通信傳令ニ從事スル者ヲ謂フ

信傳令ニ從事スル者ヲ謂フ

第四節 砲術科

第十四條 砲術科ノ編制左ノ如シ

一 砲術長

二 副砲長

三 高射長

四 砲術士 砲術長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ

乗組士官ヲ以テ之ニ充ツ

五 掌砲長 砲術長ノ命ヲ承ケ兵器、要具、需品等ノ供給及

整備ヲ掌ル者ニシテ乗組特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充テ

又ハ砲術科ノ他ノ配置ニ在ル乗組特務士官、准士官ヲシテ

之ヲ兼ネシム

六 砲術科要具庫員 掌砲長ノ命ヲ承ケ砲具、需品、火管竈

ニ小銃及機銃ノ彈薬ノ配給等ヲ爲ス者ヲ謂フ

七 砲臺部

八 射擊幹部

九 測的部

十 照射部

十一 電路部

十二 水壓機部

第十五條 備砲、彈火藥庫等ノ呼稱及編組ハ左ノ各號ニ依ル

一 備砲中最大口径ノ砲及之ト合同シ同一ノ射擊指揮系統ニ

屬スベキ砲ヲ主砲ト稱シ之ニ次ギ他ノ同一ノ射擊指揮系統

ニ屬スベキ砲ヲ副砲ト稱シ其ノ他ノ砲ヲ補助砲ト稱ス但シ

砲裝ニ依リ本號ノ區分ヲ行フコトナク單ニ主砲及補助砲ニ

區分スルコトヲ得

二 砲、彈火藥庫及其ノ附屬裝置並ニ所屬人員ハ必要ニ應ジ

砲、彈火藥庫等ノ裝備位置ニ依リ主砲及副砲ハ各別ニ之ヲ

數群ノ砲臺部ニ分ツコトヲ得

三 補助砲タル高角砲又ハ機銃及各其ノ彈藥庫、附屬裝置並

ニ所屬人員ハ之ヲ各獨立砲臺部ト爲スヲ例トシ場合ニ依リ

テハ之ヲ附近ノ砲臺部ニ分屬セシムルコトヲ得又其ノ他ノ
補助砲及其ノ附屬裝置並ニ所屬人員ハ砲ノ裝備位置ニ應ジ

第二類 編制 艦内編制令

八六

附近ノ砲臺部ニ分屬セシムルヲ例トシ場合ニ依リテハ之ヲ
獨立砲臺部ト爲スコトヲ得

四 一彈火藥庫ヨリ二箇以上ノ砲臺部ニ彈藥ヲ供給スル場合

ニハ該彈火藥庫ハ供給關係最モ密接ナル砲臺部ニ專屬セシ

ム

五 砲臺部ニ番號ヲ附スルニハ主砲、副砲、高角砲、機銃ノ

順序ニ艦首ヨリ一連ノ番號ヲ附シ第一砲臺部、第二砲臺部

等ト稱ス但シ左右兩舷ニ區分シタルトキハ其ノ番號ハ右舷

ヨリ左舷ニ及ブモノトス

六 砲術科要具庫、同倉庫、同火管庫、小銃彈藥庫、黑色火

藥庫、禮砲火藥庫等ハ砲術長直轄トルヲ例トス

第十六條 砲臺部員ノ編制左ノ如シ

一 砲臺長 射擊指揮官ノ命ヲ承ケ砲臺ニ在リテ部下ノ砲臺

部員ヲ指揮スル者ニシテ分隊長ヲ以テ之ニ充ツ

二 砲臺部附 砲臺長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ又ハ一部

ノ指揮ヲ分掌スル者ニシテ乘組士官、特務士官、准士官ヲ

以テ之ニ充ツ砲塔砲ニ於ケル本號ノ特務士官、准士官ヲ特

ニ砲塔長ト稱ス

三 砲臺員 砲臺部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其ノ主
要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 砲臺部下士官 砲臺ニ在リテ砲臺長又ハ砲臺部附ノ命

ヲ承ケ砲員ノ操作及諸兵器ノ整備、配給等ニ注意シ又要

スレバ砲臺部ノ傳令ニ從事スル者ニシテ兵曹ヲ以テ之ニ

充ツ但シ砲塔砲ヨリ成ル砲臺部ニハ之ヲ置カザルヲ例ト

ス

(ロ) 砲員 砲ヲ操作スル者（換裝室又ハ動力室ニ在リテ操

作スル者ヲ含ム）ヲ謂ヒ各砲（中口徑砲塔砲ニ在リテハ

各砲塔）ノ首席砲員ヲ砲員長ト稱ス

砲員中機銃ヲ操作スル者ヲ特ニ機銃員ト謂ヒ各機銃ノ首

席機銃員ヲ機銃長ト稱ス

機銃員ニハ水兵員ヲ以テ之ニ充ツルノ外整備員等ヲシテ

之ヲ兼ネシムルヲ例トス

(ハ) 彈庫員 彈庫ニ在リテ彈丸ノ供給ヲ爲ス者ニシテ各庫

ノ首席彈庫員ヲ彈庫長ト稱ス

(二) 火藥庫員 火藥庫ニ在リテ砲用裝藥ノ供給ヲ爲ス者ニ

シテ各庫ノ首席火藥庫員ヲ火藥庫長ト稱ス

(ホ) 彈藥庫員 彈藥庫ニ在リテ彈藥包又ハ彈丸及裝藥ノ供給ヲ爲ス者ニシテ各庫ノ首席彈藥庫員ヲ彈藥庫長ト稱ス

(ヘ) 彈藥供給員 彈火藥庫外ニ在リテ彈藥ノ供給ニ從事スル者ニシテ各供給區分ノ首席供給員ヲ彈藥供給長ト稱ス

彈藥供給員ニハ水兵員ヲ以テ之ニ充ツルノ外機關科員、主計科員、飛行科員等ノ一部ヲシテ之ヲ補助セシム

彈庫員、火藥庫員及彈藥庫員ヲ總稱シテ彈火藥庫員ト稱シ彈火藥庫員及彈藥供給員ヲ總稱シテ彈藥員ト稱ス

彈藥員ハ砲種、砲番號、甲板等ニ依リテ區別シ前部十五粍砲、後部十五粍砲彈藥供給員等ト稱ス

一彈火藥庫ヨリ二箇以上ノ砲臺部ニ彈藥ヲ供給スル場合ニハ該彈藥員ハ適宜各砲臺部ニ分屬セシメ又ハ供給關係最モ密接ナル砲臺部ニ專屬セシム

第十七條 射擊幹部ハ射擊指揮系統ニ應ジ主砲、副砲、高角砲、機銃

(副砲タル高角砲ヲ除ク以下ニ同ジ)、機銃、星彈砲及分火射擊幹部ニ區分ス但シ星彈砲及分火射擊幹部ハ他ノ射擊幹部ヲシテ其ノ一部又ハ全部ヲ兼ネシムルヲ例トス

第十八條 射擊幹部員ノ編制左ノ如シ

之ヲ兼ネシムルヲ例トス

四 發令所長 射擊指揮官ノ命ヲ承ケ發令所一般ヲ指揮スル

者ニシテ主砲發令所長又ハ副砲發令所長ハ分隊長又ハ乘組士官ヲ以テ之ニ充テ分火發令所長ハ他ノ配置ニ在ル者ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス

五 射擊幹部附 射擊幹部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ

其ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 號令官 發令所長ノ命ヲ承ケ射擊ニ關スル號令ヲ掌ル者ニシテ兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 方位盤員 方位盤照準裝置ヲ操作スル者ニシテ各其ノ首席員ヲ方位盤長ト稱ス又專ラ其ノ上下照準及發射ヲ掌ル者ヲ方位盤射手ト稱シ左右照準ヲ掌ル者ヲ方位盤旋回手ト稱ス

(ハ) 高射器員 高射器ヲ操作スル者ニシテ各高射器ノ首席器員ヲ高射器長ト稱ス

(ホ) 射擊盤員 射擊盤ノ操作ニ從事スル者ニシテ各射擊盤謂フ

ノ 首席盤員ヲ射擊盤長ト稱ス

(ヘ) 時計員 距離時計ノ操作ニ從事スル者ヲ謂フ

(ト) 補助員 射擊指揮官又ハ發令所長ノ命ヲ承ケ射擊指揮ニ關スル業務ヲ補助スル者ヲ謂ヒ必要ニ應ジ之ヲ配ス

(チ) 通信傳令員 電話器、通報器、傳聲管等ニ就キ射擊指揮ノ通信傳令ニ從事スル者ヲ謂フ

射擊幹部員ハ前項ニ規定スルモノノ外其ノ配置ノ場所ニ應ジ發令所員、主砲指揮所員、副砲指揮所員、砲側傳令員等ト區別呼稱ス

大口徑砲方位盤射手、同旋回手又ハ巡洋艦ニ裝備ノ二十纏以 上ノ中口徑砲方位盤射手ハ乘組特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツルヲ例トス

第十九條 測的部ハ通常之ヲ主砲、副砲、高角砲及發射測的班

ニ區分ス

第二十條 測的部員ノ編制左ノ如シ

一 測的指揮官 艦長ノ命ヲ承ケ測的ニ關スル全般ノ指揮監督ニ任ジ又一部ノ測的班ノ直接指揮ニ任ズル者ニシテ分隊長又ハ乘組士官ヲ以テ之ニ充ツ

〔内十三〕

二 激的班指揮官 激的指揮官ノ命ヲ承ケ測的班ヲ指揮スル

者ニシテ主砲測的班指揮官、副砲測的班指揮官、發射測的

班指揮官等ト稱シ主砲測的班指揮官ハ測的指揮官ヲシテ之

ヲ兼ネシムルヲ例トシ其ノ他ノ測的班指揮官ハ乘組士官、

特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 測的員 測的部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其ノ配

置ニ依リ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 測距員 測距儀ニ就キ測距ノ操作ニ從事スル者ニシテ

各測距儀ノ首席測距員ヲ測距員長ト稱ス

(ロ) 測的盤員 測的盤ノ操作ニ從事スル者ニシテ各測的盤

ノ首席盤員ヲ測的盤長ト稱ス

(ハ) 變距率盤員 變距率盤ノ操作ニ從事スル者ニシテ各變

距率盤ノ首席盤員ヲ變距率盤長ト稱ス

(ニ) 視角測定員 視角測定ニ從事スル者ヲ謂フ

(ホ) 内外角判定員 内外角判定ニ從事スル者ヲ謂フ

(ト) 方位角測定員 又ハ列線方位角測定員 方位角又ハ列線

方位角ノ測定ニ從事スル者ヲ謂フ

(ト) 補助員 測的指揮官又ハ測的班指揮官ノ命ヲ承ケ測的

ニ關スル業務ヲ補助スル者ヲ謂ヒ必要ニ應ジ之ヲ配ス
(チ) 通信傳令員 電話器、通報器、傳聲管等ニ就キ測的ノ
通信傳令ニ從事スル者ヲ謂フ

測的員ノ一部ハ專務照射員、電路員等ヲシテ之ヲ兼ネシム
ルコトヲ得

戰艦ニ裝備ノ長基線測距儀ノ測距員長ニハ必要ニ應ジ乘組特
務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第二十一條 照射部ハ照射指揮ノ必要ニ應ジ數箇ノ照射班ニ區
分スルコトヲ得

照射班ハ一指揮官ノ指揮スベキ照射機及其ノ附屬裝置並ニ所
屬人員ヲ以テ編成シ第一照射班、第二照射班、右舷照射班、
左舷照射班等ト稱ス

第二十二條 照射部員ノ編制左ノ如シ

一 照射指揮官 艦長ノ命ヲ承ケ照射ニ關スル全般ノ指揮及
監督ヲ掌リ又必要ニ應ジ直接照射ノ指揮ニ任ズル者ニシテ
測的指揮官ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス
二 照射班指揮官 照射指揮官ノ命ヲ承ケ照射班ヲ直接指揮
スル者ニシテ第一照射班指揮官、左舷照射班指揮官等ト稱

第二類 編制 艦内編制令

九〇

シ測的班指揮官其ノ他ノ配置ニ在ル乗組士官、特務士官、准士官ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス

三 照射員 照射部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 照射機員 管制器及探照燈ヲ操作スル者ニシテ一組ノ

照射機ノ首席機員ヲ照射機長ト稱ス
照射機員ハ其ノ配置ニ依リ左ノ如ク區別呼稱ス

(一) 管制器員 管制器ヲ操作スル者ニシテ各管制器ノ首

席器員ヲ管制器長ト稱ス

(二) 探照燈員 探照燈ヲ操作スル者ニシテ各探照燈ノ首

席燈員ヲ探照燈長ト稱ス

(ロ) 補助員 照射指揮官又ハ照射班指揮官ノ命ヲ承ケ照射ニ關スル業務ヲ補助スル者ヲ謂ヒ必要ニ應ジ之ヲ配ス

(ハ) 通信傳令員 電話器、通報器、傳聲管等ニ就キ照射ノ通信傳令ニ從事スル者ヲ謂フ
照射員ノ一部ハ測的員、電路員等ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス

第二十三條 電路部員ノ編制左ノ如シ

第二十三條 電路部員ノ編制左ノ如シ

一 水雷長

第二十四條 水雷科ノ編制左ノ如シ

第五節 水雷科

三 通信傳令員 電話器、傳聲管等ニ就キ水壓機部關係ノ通信傳令ニ從事スル者ヲ謂フ

二 水壓機員 水壓ポンプ同關聯裝置ノ整備及取扱ニ從事スル者ヲ謂フ

一 水壓機長 砲術長ノ命ヲ承ケ水壓ポンプ及同關聯裝置ノ整備及取扱ヲ分擔シ水壓機員ノ業務ヲ直接監督スル者ニシテ乘組特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

臺部ニ專屬セシム

二 水雷士 水雷長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ
乗組士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 掌水雷長 水雷長ノ命ヲ承ケ兵器、器具、需品等ノ供給
及整備ヲ掌ル者ニシテ乘組特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充

テ又ハ水雷科ノ他ノ配置ニ在ル乗組特務士官、准士官ヲシ
テ之ヲ兼ネシム

四 水雷科要具庫員 掌水雷長ノ命ヲ承ケ水雷要具、需品、

水雷用信管、水管其ノ他火工兵器等ノ配給ヲ爲ス者ヲ謂フ

五 水雷砲臺部

六 發射幹部

七 空氣壓縮機部

第二十五條 發射機、水雷火藥庫等ノ編組ハ左ノ各號ニ依ル

一 發射機、水雷火藥庫及其ノ附屬裝置等ニ所屬人員ハ要ス
レバ發射機、水雷火藥庫等ノ裝備位置ニ依リ之ヲ數群ノ水

雷砲臺部ニ分チ艦首ヨリ一連ノ番號ヲ附シ第一水雷砲臺
部、第二水雷砲臺部等ト稱ス

二 一水雷火藥庫ヨリ二箇以上ノ水雷砲臺部ニ火藥ヲ供給ス
ル場合ニハ該水雷火藥庫ハ供給關係ノ最モ密接ナル水雷砲

第二十六條 水雷砲臺部員ノ編制左ノ如シ

ヲ例トス

一 水雷砲臺長 發射指揮官ノ命ヲ承ケ水雷砲臺ニ在リテ部
下ノ水雷砲臺部員ヲ指揮スル者ニシテ分隊長ヲ以テ之ニ充

ツ

二 水雷砲臺部附 水雷砲臺長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ

又ハ一部ノ指揮ヲ分掌スル者ニシテ乘組士官、特務士官、

准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 水雷員 水雷砲臺部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其
ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 水雷砲臺部下士官 水雷砲臺ニ在リテ水雷砲臺長又ハ
ノ整備、配給等ニ注意シ又要スレバ水雷砲臺部ノ傳令ニ
從事スル者ニシテ兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 發射機員 發射機及魚雷ノ操作、調整等ニ從事スル者
ヲ謂ヒ各發射機ノ首席機員ヲ發射機長ト稱ス

(ハ) 水雷火藥庫員 魚雷頭部、發射裝藥其ノ他火工兵器ノ

配給ヲ爲ス者ニシテ水雷火薬庫ノ呼稱、番號等ニ應ジテ
區別呼稱シ各庫ノ首席火薬庫員ヲ水雷火薬庫長ト稱ス一

水雷火薬庫ヨリ二箇以上ノ水雷砲臺部ニ火薬ヲ供給スル
場合ニハ該水雷火薬庫員ハ適宜各水雷砲臺部ニ分屬セシ
メ又ハ供給關係最モ密接ナル水雷砲臺部ニ專屬セシム

第二十七條 發射幹部員ノ編制左ノ如シ

- 一 發射指揮官 艦長ノ命ヲ承ケ魚雷發射ニ關スル全般ノ指揮ヲ掌ル者ヲ謂ヒ水雷長ヲ以テ之ニ充ツ
- 二 發射發令所長 發射指揮官ノ命ヲ承ケ發射發令所一般ヲ指揮スル者ヲ謂ヒ乘組士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ但シ驅逐艦其ノ他ノ小艦艇ニ於テハ之ヲ置カザルヲ例トス

第二十七條ノ三 空氣壓縮機部員ノ編制左ノ如シ

- 一 發射幹部附 發射幹部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス
 - (イ) 射手 發射指揮所(豫備指揮所ヲ含ム)ニ於ケル照準發射及要スレバ縱舵機調整ヲ掌ル者ニシテ兵曹ヲ以テ之ニ充ツ
 - (ロ) 指揮要具員 發射指揮要具ノ取扱ニ從事スル者ニシテ充ツ
- 二 空氣壓縮機長 水雷長ノ命ヲ承ケ壓縮空氣關係ノ兵器及諸裝置ノ整備及取扱ヲ分擔シ空氣壓縮機員ノ業務ヲ直接監督スルモノニシテ乘組特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ
- 二 空氣壓縮機員 壓縮空氣關係ノ兵器及諸裝置ノ整備取扱ニ從事スル者ヲ謂ヒ第一空氣壓縮機員、第二空氣壓縮機員ト呼稱ス

(ハ) 補助員 發射指揮官ノ命ヲ承ケ發射指揮ニ關スル業務ヲ補助スル者ニシテ必要ニ應ジ之ヲ配シ其ノ一部ハ水雷員ヲシテ之ヲ兼ネシムヲ例トス

更ニ其ノ配置ニ依リ方位盤員、指揮盤員等ト區別呼稱ス

三 通信傳令員 電話器、傳聲管等ニ就キ空氣壓縮機部關係ノ通信傳令ニ從事スル者ヲ謂フ

第六節 機雷科

一 機雷長

第二十八條 機雷科ノ編制左ノ如シ

二 機雷士

機雷長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ

乗組士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 掌機雷長 機雷長ノ命ヲ承ケ兵器、要具、需品等ノ供給及

整備ヲ掌ル者ニシテ乘組特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充テ

又ハ機雷科ノ他ノ配置ニ在ル乗組特務士官、准士官ヲシテ

之ヲ兼ネシム

四 機雷科器具庫員 掌機雷長ノ命ヲ承ケ要具、需品、機雷

用信管其ノ他火工兵器等ノ配給ヲ爲ス者ヲ謂フ

五 水中測的部

六 機雷部

七 敷設幹部

艦ノ類別ニ應ジ要スレバ前項ニ掲グルモノノ外掃海部、掃海
幹部、爆雷部、投射幹部、防潛網部又ハ設置幹部ヲ置キ概ネ

機雷部又ハ敷設幹部ニ準ジ適宜ノ編制ヲ定ムルモノトス

第二十八條ノ二 機雷炸藥庫等ノ編組ハ左ノ各號ニ依ル

一 機雷炸藥庫ニハ艦首ヨリ一連ノ番號ヲ附ス

二 機雷科器具庫、同倉庫、同信管庫等ハ機雷長直轄トスル

ヲ例トス

第二十八條ノ三 水中測的部員ノ編制左ノ如シ

一 水中測的部指揮官 艦長ノ命ヲ承ケ水中測的ニ關スル全

般ノ指揮及盤督ヲ掌り又必要ニ應ジ直接水中測的ノ指揮ニ

任ズル者ニシテ發射指揮官又ハ敷設指揮官ヲシテ之ヲ兼不

シムルヲ例トス

二 水中測的部附 水中測的部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ

補助シ又ハ一部ノ指揮ヲ分掌スル者ニシテ乘組士官、特務

士官、准士官ヲシテ之ヲ兼ネシム

三 水中測的員 水中測的部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシ

テ其ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 聽音員 水中聽音機ニ就キ水中聽音ニ從事スル者ヲ謂フ

(ロ) 探知員 探信儀ニ就キ探知ニ從事スル者ヲ謂フ

(八) 測圖員 要具ヲ使用シテ水中測的ノ測圖ニ從事スル者
ヲ謂フ

(二) 傳令員 通報器、傳聲管等ニ就キ水中測的ノ通信傳令
ニ從事スル者ヲ謂フ

水中測的員ノ一部ハ發射幹部附、敷設幹部附等ヲシテ之ヲ
兼ネシムルヲ例トス

第二十八條ノ四 機雷部員ノ編制左ノ如シ

一 機雷部指揮官 敷設指揮官ノ命ヲ承ケ機雷ノ裝備及敷設

ヲ直接指揮スル者ニシテ分隊長ヲ以テ之ニ充ツルヲ例トス

二 機雷部附 機雷部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ又

ハ一部ノ指揮ヲ分掌スル者ニシテ乘組士官、特務士官、准

士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 機雷員 機雷部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其ノ主
要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 機雷部下士官 機雷部指揮官又ハ機雷部附ノ命ヲ承ケ

機雷裝備及敷設ノ操作並ニ諸兵器ノ整備、配給等ニ注意
シ又要スレバ機雷部ノ傳令ニ從事スル者ニシテ兵曹ヲ以

テ之ニ充ツ

(ロ) 敷設機員 敷設機及其ノ附屬裝置ノ取扱ニ從事スル者
ヲ謂ヒ落下挺ニ就ク者ヲ特に落下挺員ト稱ス

(二)(八) 機雷庫員 機雷庫ニ在リテ機雷ノ供給ヲ爲シ及揚卸機
ノ取扱ニ從事スル者ニシテ機雷庫ノ呼稱、番號等ニ應ジ
テ區別呼稱シ各庫ノ首席機雷庫員ヲ機雷庫長ト稱ス

(ホ) 機雷炸藥庫員 機雷炸藥其ノ他火工兵器ノ配給ヲ爲ス
者ニシテ各機雷炸藥庫ノ首席庫員ヲ機雷炸藥庫長ト稱ス

(ヘ) 搬出員 機雷ノ搬出作業ニ從事スル者ニシテ機雷員ヲ
以テ之ニ充ツルノ外他ノ科員ノ一部ヲシテ補助セシムル
ヲ例トス

(ト) 機雷班員 機雷ノ裝備、敷設準備等ノ操作ノ爲機雷員
ヲ適宜數箇ノ班ニ區分シタルモノニシテ之ニ一連ノ番號
ヲ附シ第一機雷班員、第二機雷班員等ト稱シ各班ノ首席

班員ヲ機雷班長ト稱ス

敷設艦ニ在リテハ機雷、敷設裝置、機雷庫、機雷炸藥庫及各
雷科員ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス

其ノ附屬裝置並ニ所屬人員ハ要スレバ之ヲ數群ノ機雷部ニ分ツコトヲ得

第二十九條 敷設幹部員ノ編制左ノ如シ

一 敷設指揮官 艦長ノ命ヲ承ケ機雷敷設ニ關スル全般ノ指揮ヲ掌ル者ヲ謂ヒ機雷長ヲ以テ之ニ充ツルヲ例トス

二 敷設指揮官附 敷設指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ又ハ一部ノ敷設指揮ヲ分掌スル者ニシテ乘組士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 敷設幹部附 敷設幹部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(1) 補助員 敷設指揮官又ハ敷設指揮官附ノ命ヲ承ケ敷設

(2) 指揮ニ關スル業務ヲ補助スル者ニシテ必要ニ應ジ之ヲ配ス

(3) 指揮要員 敷設指揮要員ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂フ

(4) 通信傳令員 電話器、通報器、傳聲管等ニ就キ敷設ノ通信ニ從事スル者ヲ謂フ

第七節 通信科

第三十條 通信科ノ編制左ノ如シ

一 通信長

六 通信幹部

五 通信科要員庫員 掌通信長ノ命ヲ承ケ要員、需品等ノ配給ヲ爲ス者ヲ謂フ

三 通信長 通信長ノ命ヲ承ケ兵器、要具、需品等ノ供給及整備ヲ掌ル者ニシテ乘組特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充テ又ハ通信科ノ他ノ配置ニ在ル乘組特務士官、准士官ヲシテ之ヲ兼ネシム

四 通信科整備員 掌通信長ノ命ヲ承ケ兵器ノ調整及整備ニ從事スル者ニシテ其ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(1) 一般無線整備員

(2) 航空無線整備員

(1) 航空無線班下士官 航空無線兵器ノ調整及整備ニ從事シ且之ガ指導ニ任ズル者ニシテ兵曹又ハ整備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(2) 航空無線班員 航空無線兵器ノ調整及整備ニ從事スル者ヲ謂フ

七 電信部

八 暗號部

第三十一條 通信幹部員ノ編制左ノ如シ

- 一 通信指揮官 艦長ノ命ヲ承ケ無線通信全般ノ指揮ヲ掌ル者ヲ謂ヒ通信長ヲ以テ之ニ充ツ
- 二 通信指揮官附 通信指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ通信幹部附ヲ直接指揮監督スル者ニシテ通信士ヲ以テ之ニ充ツ

三 通信幹部附 通信幹部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

- (イ) 助員 通信指揮官又ハ通信指揮官附ノ命ヲ承ケ通信指揮ニ關スル業務ヲ補助スル者ニシテ必要ニ應ジ之ヲ配シ其ノ一部ハ他ノ配置ニ在ル者ニシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス
- (ロ) 通信傳令員 電話器、傳聲管、通報器、空氣傳送器等ニ就キ通信指揮ノ傳令ニ從事スル者ヲ謂フ

第三十二條 電信部ハ電信室、無線電話室、方位測定室、無線兵器及其ノ關聯裝置並ニ所屬人員ヨリ成ル

第三十三條 電信部員ノ編制左ノ如シ

- 一 電信部指揮官 通信指揮官ノ命ヲ承ケ電信部員ヲ指揮ス

ル者ニシテ分隊長又ハ乘組士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

本號ノ特務士官、准士官ヲ特ニ電信長ト稱ス

- 一 電信員 電信部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス
- (イ) 要務員 電信部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ必要ニ應ジ之ヲ配シ其ノ一部ハ他ノ配置ニ在ル者ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス
- (ロ) 交信員 無線電信送受信ノ業務ニ從事スル者ヲ謂フ
- (ハ) 送信機員 送信機ノ操作、調整等ニ從事スル者ヲ謂フ
- (ニ) 通話員 無線電話ノ通話業務ニ從事スル者ヲ謂フ
- (ホ) 電話機員 無線電話機ノ操作及調整ニ從事シ又必要ニ應ジ通話業務ニ從事スル者ヲ謂フ

- (ヘ) 方位測定員 方位測定機ノ操作、調整及無線送信源ノ方位測定ニ從事スル者ヲ謂フ

電信室、無線電話室、方位測定室等ノ各室ニ配置セラレタル電信員中ノ首席員ヲ室長ト稱ス

第三十四條 暗號部員ノ編制左ノ如シ

- 一 暗號部指揮官 通信指揮官ノ命ヲ承ケ暗號部員ヲ指揮シ

テ暗號ノ取扱及艦内ニ於ケル電報ノ接受、發送其ノ他通信事務ノ整理ニ從事スル者ニシテ乘組特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

及整備ヲ掌ル者ニシテ乘組特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

二 暗號員 暗號部指揮官ノ命ヲ承ケ暗號ノ作製、翻譯、解

讀等ニ從事スル者ニシテ乘組士官、特務士官、准士官又ハ下士官、兵ヲ以テ之ニ充ツ但シ其ノ一部ハ他ノ配置ニ在ル下士官ヲシテ之ヲ兼ネシメ又他ニ戰闘配置ナキ司令部附下士官ヲ以テ之ニ充ツルヲ例トス

四 飛行科要具庫員 掌飛行長ノ命ヲ承ケ兵器、要具、需品等ノ配給ヲ爲ス者ヲ謂フ

五 爆彈庫員 爆彈ノ保管及供給ヲ爲ス者ニシテ各爆彈庫ノ首席庫員ヲ爆彈庫長ト稱ス

六 輕質油庫員 掌飛行長ノ命ヲ承ケ輕質油ノ配給ヲ爲ス者ヲ謂フ

三 整理員 暗號部指揮官ノ命ヲ承ケ通信事務ノ整理ニ從事スル者ニシテ必要ニ應ジ之ヲ配ス

四 傳令員 電報送達ニ從事スル者ニシテ其ノ一部ハ他ノ配置ニ在ル者ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス

七 通信傳令員 通信傳令ニ從事スル者ヲ謂フ

八 記錄員 作戰記錄等ノ記註ニ從事スル者ヲ謂フ

九 飛行隊又ハ飛行部

十 發著機部

飛行科要具庫、同倉庫、爆彈庫、輕質油庫等ハ飛行長直轄トスルヲ例トス

第一項ノ外必要ニ應ジ飛行科附ヲ置ク飛行長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ乘組士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

第三十九條 飛行科ノ編制左ノ如シ

第九節 飛行科

一 飛行長

二 飛行士 飛行長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ乗組士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 掌飛行長 飛行長ノ命ヲ承ケ兵器、要具、需品等ノ供給

第四十條 飛行隊ハ概ネ三箇以内ノ飛行部及各一箇ノ整備部並ニ兵器部ヨリ成リ二箇以上ノ飛行隊ヲ置ク場合ニ於テハ之ニ

一連ノ番號ヲ附シ第一飛行隊、第二飛行隊等ト稱ス
飛行部ノ數寡少ナル艦ニ在リテハ特ニ必要トスル場合ノ外飛
行隊ノ編制ヲ行ハザルヲ例トス

第四十一條 飛行隊ノ編制左ノ如シ

一 飛行隊長

二 飛行隊士 飛行隊長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ又必要
ニ應ジ飛行機ニ搭乗スル者ニシテ乘組士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 飛行隊附 飛行隊長ノ命ヲ承ケ飛行機ノ準備竝ニ飛行機
搭載兵器ノ整備及準備ニ從事スル者ニシテ乘組士官、特務
士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

四 通信傳令員 通信傳令ニ從事スル者ヲ謂フ

五 記錄員 作戰記錄等ノ記註ニ從事スル者ヲ謂フ

六 飛行部

七 整備部

八 兵器部

第四十二條 飛行部ハ飛行機使用上ノ便ニ依リ飛行機及所屬人
員ヲ數群ニ區分シタルモノニシテ之ニ一連ノ番號ヲ附シ第一
飛行部、第二飛行部等ト稱ス

第四十三條 飛行部員ノ編制左ノ如シ

一 整備部指揮官 飛行長又ハ飛行隊長ノ命ヲ承ケ整備部ヲ
指揮シ又必要ニ應ジ整備飛行ノ一部ヲ實施スル者ニシテ分
隊長ヲ以テ之ニ充ツ

二 整備部附 整備部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル

一 飛行部指揮官 飛行長又ハ飛行隊長ノ命ヲ承ケ飛行部ヲ
指揮シ又必要ニ應ジ飛行機ニ搭乗スル者ニシテ分隊長ヲ以
テ之ニ充ツ

二 飛行部附

飛行部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ又
ハ飛行機ニ搭乗スル者ニシテ乘組士官、特務士官、准士官
ヲ以テ之ニ充ツ

三 飛行員 飛行機ニ搭乗シ飛行ニ從事スル者ニシテ其ノ業
務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 操縱員 飛行機ノ操縱ニ從事スル者ヲ謂フ

(ロ) 偵察員 飛行機操縱以外ノ機上作業ニ從事スル者ヲ謂
フ

第四十三條ノ二 整備部ハ飛行機ノ整備、検査及準備ニ要スル
諸物件竝ニ所屬人員ヲ數群ニ區分シタルモノニシテ之ニ一連
ノ番號ヲ附シ第一整備部、第二整備部等ト稱ス

第四十三條ノ三 整備部員ノ編制左ノ如シ

一 飛行部員ノ編制左ノ如シ

者ニシテ乗組士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 飛行機整備員 飛行機ノ整備、検査及準備ニ從事スル者ニシテ其ノ業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 飛行機整備班下士官 飛行機ノ整備、検査及準備ニ從事シ且直接之ガ指導ニ任ズル者ニシテ整備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 飛行機整備班員 飛行機ノ整備、検査及準備ニ從事スル者ヲ謂フ

四 計器整備員 航空計器ノ整備及検査ニ從事スル者ニシテ

其ノ業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 計器整備班下士官 航空計器ノ整備及検査ニ從事シ且直接之ガ指導ニ任ズルモノニシテ整備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 計器整備班員 航空計器ノ整備及検査ニ從事スル者ヲ謂フ

五 電機整備員 飛行機ノ電氣裝置及航空蓄電池ノ整備、検査及準備ニ從事スル者ニシテ其ノ業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 電機整備班下士官 飛行機ノ電氣裝置及航空蓄電池ノ整備、検査及準備ニ從事シ且直接之ガ指導ニ任ズル者ニシテ分隊長ヲ以テ之ニ充ツ

シテ整備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 電機整備班員 飛行機ノ電氣裝置及航空蓄電池ノ整備、検査及準備ニ從事スル者ヲ謂フ

六 補機整備員 飛行機ノ補機及プロペラノ整備及検査ニ從事スル者ニシテ其ノ業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 補機整備班下士官 飛行機ノ補機及プロペラノ整備及検査ニ從事シ且直接之ガ指導ニ任ズル者ニシテ整備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 補機整備班員 飛行機ノ補機及プロペラノ整備及検査ニ從事スル者ヲ謂フ

飛行機ノ定數寡少ナル艦ニ在リテハ特ニ整備部ノ編制ヲ行フコトナク前項第三號及第四號ノ諸員ヲ置クモノトス此ノ場合ニ於テハ整備部指揮官ノ職務ハ飛行長、整備部附ノ職務ハ飛行科附又ハ飛行士之ヲ執行スルヲ例トス

第四十三條ノ四 兵器部ハ飛行機搭載兵器ノ整備及準備ニ要ス

ル諸物件竝ニ所屬人員ヲ數群ニ區分シタルモノニシテ之ニ一連ノ番號ヲ附シ第一兵器部、第二兵器部等ト稱ス

第四十三條ノ五 兵器部員ノ編制左ノ如シ

一 兵器部指揮官 飛行長又ハ飛行隊長ノ命ヲ承ケ兵器部ヲ指揮スル者ニシテ分隊長ヲ以テ之ニ充ツ

二 兵器部附 兵器部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ乗組士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 兵器員 飛行機搭載兵器ノ整備、検査及準備ニ從事スル者ニシテ其ノ業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 射爆員

(イ) 射爆班下士官 射擊及爆擊用兵器ノ整備、検査及準備ニ從事シ且直接之ガ指導ニ任ズル者ニシテ整備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 射爆班員 射擊及爆擊用兵器ノ整備、検査及準備ニ從事スル者ヲ謂フ

(ハ) 雷爆員

(ハ) 雷爆班下士官 雷擊及爆擊用兵器ノ整備及準備ニ從事シ且直接之ガ指導ニ任ズル者ニシテ整備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 雷爆班員 雷擊及爆擊用兵器ノ整備及準備ニ從事スル者ヲ謂フ

(ナ) 寫眞員 航空寫眞兵器ノ整備及航空寫眞ノ處理ニ從事スル者ニシテ其ノ業務ニ應ジ左ノ如ク呼稱ス
寫眞班下士官 航空寫眞兵器ノ整備及航空寫眞ノ處理

ニ從事シ且直接之ガ指導ニ任ズル者ニシテ整備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(イ) 寫眞班員 航空寫眞兵器ノ整備及航空寫眞ノ處理ニ從事スル者ヲ謂フ

飛行機ノ定數寡少ナル艦ニ在リテハ特ニ兵器部ノ編制ヲ行フコトナク前項第三號及第四號ノ諸員ヲ置クモノトス此ノ場合ニ於テハ兵器部指揮官ノ職務ハ飛行長、兵器部附ノ職務ハ飛行科附又ハ飛行士之ヲ執行スルヲ例トス

兵器部ハ要スレバ整備部ニ合併スルコトヲ得

第四十四條 發著機部ハ飛行機用昇降機、射出機、遮風柵、飛行機著艦制動機、滑走制止裝置、著艦照明燈等飛行機ノ出入及發著艦ニ要スル諸裝置並ニ其ノ所屬人員ヨリ成ル

第四十五條 發著機部員ノ編制左ノ如シ

一 發著機部指揮官 飛行長ノ命ヲ承ケ發著機部ヲ指揮スル者ニシテ他ノ配置ニ在ル分隊長又ハ乘組士官ヲ以テ之ヲ兼ネシムルヲ例トス

二 發著機部附 發著機部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ其ノ業務ニ應ジ左ノ如ク呼稱ス

三 發著機部員 航空寫眞兵器ノ整備及航空寫眞ノ處理ニ從事スル者ニシテ其ノ業務ニ應ジ左ノ如ク呼稱ス

三 発著機員 発著機部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 昇降機員 飛行機用昇降機ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂フ

(ロ) 射出機員 射出機ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂フ

(ハ) 遮風柵員 遮風柵ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂フ

(二) 制動機員 飛行機著艦制動機ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂フ

(ホ) 滑走制止裝置員 滑走制止裝置ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂フ

(ヘ) 照明燈員 著艦照明燈、信號燈等ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂フ

(ト) 通信傳令員 電話器、傳聲管、通報器等ニ就キ發著指揮ノ通信傳令ニ從事スル者ヲ謂フ

前項第三號ノ諸員ハ諸裝置裝備ノ狀況ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ置クモノトス

航空母艦以外ノ艦船ニ在リテハ發著機部ノ編制ハ之ヲ行ハザ

ルモノトシ必要ナル諸員ハ飛行部ニ編入シ又ハ他ノ配置ニ在ル者ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス

第十節 削除

第四十六條乃至第四十八條 削除

第十一節 機關科

第四十九條 機關科ノ編制左ノ如シ

一 機關長

二 機關長附 機關長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ乘組士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 掌機長 機關長ノ命ヲ承ケ兵器、要具、燃料、需品等ノ供給及整備ヲ掌ル者ニシテ乘組特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充テ又ハ機關科ノ他ノ配置ニ在ル乗組特務士官、准士官ヲシテ之ヲ兼ネシムルモノトス

四 機關科要具庫員 掌機長ノ命ヲ承ケ主トシテ兵器、要具等ノ配給ニ從事スル者ヲ謂フ

五 運轉幹部

六 機械部

七 罐部

機關科要具庫、同倉庫等ハ機關長直轄トスルヲ例トス

第五十條 運轉幹部員ノ編制左ノ如シ

第二類 編制 艦内編制令

一〇二

- 一 運轉指揮官 艦長ノ命ヲ承ケ機關運轉ニ關スル全般ノ指揮ヲ掌ル者ニシテ機關長ヲ以テ之ニ充ツ
- 二 運轉指揮官附 運轉指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ運轉幹部附ヲ直接指揮監督スル者ニシテ機關長附ヲ以テ之ニ充ツ

三 運轉幹部附 運轉幹部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ

其ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

- (イ) 補助員 運轉指揮官又ハ運轉指揮官附ノ命ヲ承ケ機關運轉ノ指揮ニ關スル業務ノ補助、機關日誌其ノ他諸記録ノ記註ニ從事スル者ニシテ機關科要具庫員ノ一部ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス
- (ロ) 通信傳令員 機關科指揮所ニ在リテ通信裝置ヲ取扱ヒ又ハ傳令ニ從事スル者ニシテ機關科要具庫員及機械部通信傳令員ノ一部ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス

第五十一條 機械部ハ機械室、主機械及其ノ關聯裝置、機械室内ノ諸裝置(他ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク)、機械室下複底竝ニ其ノ所屬人員ヨリ成ル

第五十二條 機械部員ノ編制左ノ如シ

- 一 機械部指揮官 運轉指揮官ノ命ヲ承ケ機械部ヲ指揮スル者ニシテ分隊長ヲ以テ之ニ充ツ
- 二 機械部附 機械部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ又ハ一部ノ指揮ヲ分掌スル者ニシテ乘組士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

本號ノ特務士官、准士官ヲ特ニ機械長ト稱ス

三 機械員 機械部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

- (イ) 機械部下士官 機械部指揮官又ハ機械部附ノ命ヲ承ケ機械ノ運轉操縱ニ關スル諸作業ニ注意シ且主機械ノ發停裝置操作及回轉調整ニ從事スル者ニシテ機關兵曹ヲ以テ之ニ充ツ
- (ロ) 運轉員 主機械及諸裝置ノ運轉作業ニ從事スル者ヲ謂フ
- (ハ) 蒸化器員 機械室外ニ裝備シタル造水裝置ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂フ
- (二) 舶取機員 機械室内ニ裝備シタル蒸氣舵取機ノ取扱ニ從事スル者ニシテ運轉員ノ兼務トスルヲ例トス

〔内十三〕

(ホ) 通信傳令員 機械室又ハ同室内通信室ニ在リテ通信裝置ヲ取扱ヒ又ハ傳令ニ從事スル者ヲ謂フ

前項ノ區別ノ外機械員ハ必要ニ應ジ配員ヲ行ヒ其ノ取扱フ所

ノ機械等ノ稱號ニ依リ前部何機員、何號何機員ト稱ス

第五十三條 罐部ハ罐室、罐及其ノ關聯裝置、罐室ニ在ル他ノ

諸裝置、罐室下複底、石炭庫、機械室下複底以外ノ重油「タ
ンク」並ニ其ノ所屬人員ヨリ成ル

罐部ハ要スレバ機械部ニ合併スルコトヲ得

第五十四條 罐部員ノ編制左ノ如シ

一 罐部指揮官 運轉指揮官ノ命ヲ承ケ罐部ヲ指揮スル者ニ

シテ分隊長ヲ以テ之ニ充ツ

二 罐部附 罐部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ又ハ一部ノ指揮ヲ分掌スル者ニシテ乘組士官、特務士官、准士官

ヲ以テ之ニ充ツ

本號ノ特務士官、准士官ヲ特ニ罐長ト稱ス

三 罐員 罐部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 罐部下士官 罐部指揮官又ハ罐部附ノ命ヲ承ケ汽釀ニ

第二類 編制 艇内編制令

關スル諸作業ニ注意シ且之ガ直接指導ニ任ズル者ニシテ
機關兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 通風員 通風裝置ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂フ

給水員 紙水裝置ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂フ

(ハ) (ニ) 紙油員 紙油裝置ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂フ

(ホ) (ニ) 焚火員 焚油、給炭、整火、碎炭及搬炭ニ從事スル者ヲ謂フ

(ヘ) 通信傳令員 罐室又ハ同室内通信室ニ在リテ通信裝置ヲ取扱ヒ又ハ傳令ニ從事スル者ヲ謂フ

第五十五條乃至**第五十八條** 削除

第五十九條 機關科員ハ戰鬪中機關ノ運轉業務ヲ妨ダザル範圍ニ於テ必要ニ應ジ其ノ一部ハ彈藥供給員、應急員又ハ注排水

員ノ業務ヲ補助スルモノトス

第六十條乃至**第六十五條** 削除

第十三節 醫務科

第六十六條 醫務科ノ編制左ノ如シ

一 軍醫長

第一類 編制 艦内編制令

一〇四

二 補助官 軍醫長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ又ハ一部治療所ノ指揮ヲ分掌スル者ニシテ分隊長、乗組士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 掌看護長 軍醫長ノ命ヲ承ケ要具、兵備品等ノ供給及整備ヲ掌ル者ニシテ乘組特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

四 治療所員 傷者ノ看護ニ從事スル者ニシテ看護員ヲ以テ之ニ充ツルノ外必要ニ應ジ軍樂員、主科員等ヲシテ補助セシム

第十四節 主計科

第六十七條 主計科ノ編制左ノ如シ

一 主計長

二 補助官 主計長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ又ハ主計科一部ノ指揮ヲ分掌スル者ニシテ分隊長、乗組士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 掌經理長 主計長ノ命ヲ承ケ掌衣糧長所掌以外ノ要具、兵備品等ノ供給及整備ヲ掌ル者ニシテ乘組特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

四 掌衣糧長 主計長ノ命ヲ承ケ被服、糧食、要具等ノ供給

及整備ヲ掌リ烹炊員ノ業務ヲ直接監督スル者ニシテ乘組特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

五 烹炊員 烹炊、給食等ノ業務ニ從事スル者ヲ謂ヒ其ノ首席者ヲ烹炊員長ト稱ス

六 經理員 庶務、會計、經理等ノ業務ニ從事スル者ヲ謂フ

第六十八條 主計科准士官以上ハ戰鬪ニ當リテハ烹炊及給食業務ノ監督ニ必要ナル者ヲ除クノ外暗號要務及作戰諸記錄ノ記註等ノ業務ニ從事スルモノトス

主計科下士官、兵ハ戰鬪ニ當リテハ左ノ如ク區分配置スルモノトス

一 烹炊員ハ烹炊、給食等ノ業務ヲ妨ゲザル範圍ニ於テ主ト

シテ彈藥供給員、應急員等ニ充テ砲術長、運用長等ノ命ヲ承ケ服務セシム

二 經理員タル下士官ハ暗號員又ハ記錄員ニ、兵ハ記錄員ニ充テ通信長又ハ航海長ノ命ヲ承ケ服務セシム

第三章 常務編制

第六十九條 常務編制トハ當時ニ於ケル艦内編制ニシテ日常艦

內諸要務ノ實施ハ主トシテ本編制ニ依ル

〔内十三〕

第七十條 常務編制ハ内務科ヲ除クノ外戦闘編制ヲ基礎トシ左ノ各號ニ準據シテ若干ノ分隊ヲ編成シ各分隊長之ヲ指揮ス但シ艦長附、副長附、航海長、砲術長、水雷長、機雷長、通信長、飛行長、機關長、軍醫長、主計長、飛行隊長及同從屬タル士官、特務士官、准士官及副砲長ハ分隊ニ編入スルノ限ニ在ラズ又狀況ニ依リ一分隊長ヲシテ二箇分隊以上ノ分隊長ヲ兼務セシムルコトヲ得

一 戰闘幹部附ハ各其ノ兼務配置ニ應ジ内務科、航海科、砲術科、水雷科、機雷科等ノ分隊ニ編入ス潜航幹部附ニ付亦同ジ

二 航海科員ヲ以テ一箇分隊トス

三 一砲臺部員ヲ以テ一箇分隊トス

四 射擊幹部員ハ其ノ多寡ニ應ジ主砲及副砲ノ二箇分隊トシ又ハ合併シテ一箇分隊トシ若ハ適宜他ノ砲臺分隊ニ編入ス

高角砲射擊幹部員又ハ特銃射擊幹部員ハ當該砲臺分隊ニ編入スルヲ例トス

五 測的部員ヲ以テ一箇分隊トシ之ニ照射部員ヲ編入ス但シ砲術科要具庫員ハ本號適宜ノ分隊ニ編入ス

第二類 編制 艤内編制令

必要ニ應ジ一括シテ射擊幹部分隊ニ編入スルコトヲ得電路部員ハ測的分隊ニ編入スルヲ例トス但シ必要ニ應ジ射擊幹部分隊ニ編入スルコトヲ得

六 水壓機部員ハ砲臺部員ニ編入スルヲ例トス
七 一水雷砲臺部員ヲ以テ一箇分隊トス但シ水雷砲臺部員ノ多寡ニ應ジ二箇以上ノ水雷砲臺部員ヲ併セテ一箇分隊トスルコトヲ得

水雷砲臺部員以外ノ水雷科員ハ其ノ多寡ニ應ジ一箇以上ノ分隊トシ又ハ適宜之ヲ水雷砲臺分隊ニ編入ス

八 空氣壓縮機部員ハ水雷砲臺分隊ニ編入スルヲ例トス
九 機雷部員ヲ以テ一箇分隊トス

機雷部員以外ノ機雷科員ハ其ノ多寡ニ應ジ一箇ノ分隊トシ又ハ適宜之ヲ機雷部員分隊ニ編入ス

十 通信科員ヲ以テ一箇分隊トス但シ必要ニ應ジ航海分隊ニ編入ス

十一 飛行科員ハ其ノ多寡及所掌裝置ニ應ジ左例ノ一ヲ選ビ

分隊ヲ編成ス

(イ) 一飛行部員、一整備部員、一兵器部員及一發着機部員

第二類 編制 艦内編制令

一〇六

ヲ以テ各一箇分隊トス

(ロ) 一飛行部員ヲ以テ一箇分隊トシ分ノ殘部ヲ併セテ一箇

ノ整備分隊トス

(ハ) 飛行科員ヲ以テ一箇分隊トス但シ必要ニ應ジ内務分隊

ニ編入ス飛行科要具庫員、爆弾庫員、輕質油庫員又ハ通

信傳令員ハ適宜ノ飛行分隊ニ編入ス

十二 機關科員ハ其ノ多寡及機關ノ裝備ニ應ジ左例ノ一ヲ選

ビ分隊ヲ編成ス

(イ) 機械部員及罐部員ヲ以テ各一箇分隊トス機關科要具庫

員又ハ運轉幹部附ハ機械分隊ニ編入ス

(ロ) 機關科員ヲ以テ一箇分隊トス

十三 醫務科員又ハ主計科員ヲ以テ各一箇分隊トス但シ軍醫

科分隊長又ハ主計科分隊長ヲ置カザルトキハ其ノ下士官及

兵ハ内務分隊ニ編入ス

十四 各分隊長ニ隸屬スル准士官以上ヲ分隊士ト稱ス

十五 駆逐艦其ノ他ノ小艦艇ニ於テハ機關科員ヲ以テ一箇分

隊トシ其ノ他ヲ以テ三箇分隊以内トスルカ又ハ乗員全部ヲ
以テ一箇分隊トス

十六 特別定員ヲ置カレタルモノハ前各號ノ規定ニ準シテ分

隊ヲ編成シ必要ニ應ジ一分隊長ヲシテ二箇分隊以上ノ分隊

長ヲ兼ネシム

第七十條ノ二 内醫科ノ常務編制左ノ如シ

一 運用部

二 工業部

三 電機部

四 補機部

第七十條ノ三 運用部ノ編制左ノ如シ

一 運用部指揮官 内務長ノ命ヲ承ケ運用部ヲ指揮スル者ニ
シテ分隊長ヲ以テ之ニ充ツ

二 運用部附 運用部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル

者ニシテ乘組士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 運用部員 防火、防水、防毒要具及船體、船具ノ整備及

運用諸作業ニ從事スル者ニシテ水兵員ヲ以テ之ニ充ツ

第七十條ノ四 工業部員ノ編制左ノ如シ

一 工業部指揮官 内務長ノ命ヲ承ケ工業部ヲ指揮スル者ニ
シテ分隊長ヲ以テ之ニ充ツ

二 工業部附 工業部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ乗組士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ
本號ノ特務士官、准士官ヲ特ニ工業長ト稱ス

三 工業部 船體、船具、兵器、機關等ノ修理及潛水作業ニ從事スル者ニシテ工作員ヲ以テ之ニ充ツ

第七十條ノ五 電機部ノ編制ハ戰鬪編制ニ準ズ
第七十條ノ六 補機部ノ編制左ノ如シ

一 補機部指揮官 内務長ノ命ヲ承ケ補機部ヲ指揮スル者ニシテ分隊長ヲ以テ之ニ充ツ

二 補機部附 補機部指揮官ノ命ヲ承ケ補機部ヲ指揮スル者ニシテ乘組士官 特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 補機員 内務科ニ屬スル補助機械ノ整備及取扱ニ從事スル者ニシテ機關員ヲ以テ充ツ

補機員ハ其ノ取扱フ所ノ補助機械ノ名稱ニ依リ揚錨機員、

揚貨機員、冷却機員、製冰機員等ト呼稱ス

第七十條ノ七 内務科分隊ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ編成シ各分隊長之ヲ指揮ス

一 運用部、工業部、電機部及補機部ヲ以テ各一箇分隊トス

第二類 編制 艦内編制令

二 運用部及工業部ヲ以テ各一箇分隊トシ殘部ヲ併セテ一箇ノ電機分隊トス

三 運用部ヲ以テ一箇分隊トシ殘部ヲ併セテ一箇分隊トス
四 内務科員ヲ以テ一箇分隊トス

第七十一條 分隊ニハ左ノ各號ニ依リ番號ヲ附ス

一 砲術科、水雷科、機雷科、通信科、航海科、内務科、飛行科、機關科、醫務科、主計科ノ順序ニ一連ノ番號ヲ附シ

第一分隊、第二分隊等ト稱ス但シ飛行分隊又ハ整備分隊ヲ置カザルトキハ當該分隊番號ヲ缺號トス

分隊ハ必要ニ應ジ各其ノ區分ニ從ヒ砲術分隊、機關分隊、砲臺分隊、罐分隊等ト稱スルコトヲ得

二 砲術分隊ノ番號ハ砲臺、射擊幹部、測的分隊ノ順序ニ依リ砲臺分隊ノ番號ハ其ノ砲臺部番號ト一致セシメ射擊幹部分隊ノ番號ハ主砲、副砲ノ順序ニ依ル

三 水雷分隊ノ番號ハ水雷砲臺分隊及水雷砲臺部以外ノ分隊ノ順序ニ依リ水雷砲臺分隊ノ番號ハ其ノ水雷砲臺部番號ノ順序ニ依ル

四 機雷分隊ノ番號ハ機雷部員分隊及機雷部員以外ノ分隊ノ

順序ニ依ル

五 内務分隊ノ番號ハ運用部、工業部、電機部、補機部ノ順序ニ依ル

六 飛行分隊ノ番號ハ飛行部、整備部、兵器部、發着機部ノ順序ニ依ル

七 機關分隊ノ番號ハ機械部、罐部ノ順序ニ依ル

第七十二條 各分隊ノ下士官及兵ハ之ヲ右舷直員及左舷直員ニ分チ更ニ右舷直員ヲ第一部員及第三部員ニ、左舷直員ヲ第二部員及第四部員ニ分チ其ノ各舷各部ニ於ケル員數、科別、官階、職階、特科、戰鬪配置等ハ左例ニ準ジテ成ルベク均等ニ區分ス

一 同一戰鬪配置ニ在ル人員ハ成ルベク各部ニ均等ニ配ス例

ヘバ一番十五粍砲員ヲ八名トセバ其ノ二名宛ヲ各部ニ配ス

ルガ如シ

二 前號ノ如ク各部ニ均等ニ配スルコト能ハザルトキハ相對又ハ附近ニ於ケル同種配置員ト共通シテ前號ノ如ク配ス例

ヘバ砲員六名ヨリ成ル某一番砲ト之ガ對舷ノ二番砲トアルトキハ各砲其ノ四名宛ヲ各部ニ配分シ一番砲ニ於ケル殘餘ノ二名ヲ第一部及第二部ニ配シ二番砲ニ於ケル殘餘ノ二名キハ適宜ニ箇以上ノ分隊ニ就キ編成ス

八 第三部及第四部ニ配スルガ如シ

三 科別、官階、職階、特科等ノ配分モ亦前二號ノ規定ニ準ズ例ヘバ一番十五粍砲ノ射手ヲ右舷直員ニ、二番十五粍砲ノ射手ヲ左舷直員ニ配スルガ如ク又前部十五粍砲彈藥庫員ニ掌砲兵二名ヲ配ストセバ其ノ一名ヲ右舷直員トシ他ノ一名ヲ左舷直員トスルガ如シ

前項ノ規定ニ依ルノ外各分隊ノ下士官及兵ハ戰鬪配置ニ應ジ之ヲ若干ノ班ニ區分シ各分隊ヲ通ジ一連ノ番號ヲ附ス但シ狀況ニ依リ一部ノ人員ニ限り班ニ編入セザルコトヲ得

各班ノ首席下士官ヲ班長ト稱ス

第四章 編制ニ關聯スル雜則

第七十三條 短艇員ノ編制ハ左ノ各號ニ依ル

一 各短艇員ハ所要艇員、分隊員ノ多寡、使用關係、定備位置等ニ應ジテ分隊ノ區分ニ從ヒ水兵員、整備員又ハ機關員ヲ以テ編成シ各分隊士ヲ以テ短艇指揮ニ、水兵員、整備員又ハ機關員タル各首席短艇員ヲ以テ短艇長ニ充ツ但シ人員數ニ依リ一短艇員ヲ一箇分隊ニ就キ編成スルコト能ハザルト

〔内十三〕

二 各艇員ハ各舷直ニ一組宛編成ス但シ小艇艇ニ在リテ各舷直一組宛編成スルコト能ハザル場合ニ於テハ兩舷直員ヲ併セテ一組ノ短艇員ヲ編成シ又爲シ得レバ屢使用スル短艇ニ限リ各舷直別ニ編成スルモノトス

三 短艇員ヲ編成スルニハ各配置ヨリ成ルベク均等ニ取ルモノトス

四 各短艇員ニハ若干ノ豫備員ヲ加ヘ編成スルヲ例トス

五 救助艇員、當直艇員又ハ當時使用ノ機動艇員其ノ他長時間本艦ヲ離ルルガ如キ特別ノ場合ニ於ケル短艇員ハ前各號ノ規定ニ拘ラズ必要ニ應ジ適宜編成ス

第七十四條 銃器ヲ下士官及兵ニ交付スルニハ左ノ各號ニ準據

スペシ

一 陸戰隊員(機銃銃手及附屬隊員ヲ除ク)ニハ小銃一挺宛ヲ交付ス但シ場合ニ依リ第一號ノ如ク交付スルコトヲ得

二 殘餘ノ小銃ハ二人ニ對シ一挺宛ノ割合ニ之ヲ交付ス但シ其ノ方法ハ戰時派遣スルコト多キ短艇員其ノ他所要ノ人員ニ交付シ成ルベク其ノ同一分隊内ニテ對舷直員中ニ共同使用者ヲ定ムルモノトス

三 粉銃ハ陸戰隊ノ機銃銃手及附屬隊員ニ之ヲ交付シ殘餘ハ必要ニ應ジ臨時交付ス

第七十五條 機關科員タル下士官及兵ノ航海配置及當時受持ハ左ノ各號ニ依ル

一 航海配置ハ全員ヲシテ交番機關ノ操縱作業ニ從事セシムル如ク定ムルモノニシテ運轉ノ緩急ニ應ジ二直又ハ三直若

ハ四直トスルヲ例トス

二 常時受持ハ戰鬪配置ヲ基礎トシ全員ヲシテ機關ノ整理作業ニ當ラシムルヲ旨トシテ其ノ配置ヲ定ムルモノトス

三 艦内常務ノ遂行ニ必要ナル諸機關ノ整理及操縱ニ關スル配置ハ各舷其ノ權衡ヲ失セザル如ク適宜定ムルモノトス

四 特ニ必要アリト認メタル場合ニ於テハ他部ノ作業ヲ援助

スル範圍ニ於テ固有部以外ノ作業ニ從事セシムルコトヲ得

第七十六條 艦内ノ常務ヲ辨ズル爲衛兵ヲ置キ又適宜下士官及兵ヲ以テ諸役員ヲ編成シ交番服務セシム

前項ニ規定スルモノノ外下士官ヲシテ當時ノ特務ニ服セシム其ノ種類及之ニ充ツベキ者概ネ左ノ如シ

一 掌砲長屬 掌砲長ノ業務ヲ補助スル者ニシテ砲臺下士官、

第二類 編制 艦内編制令

一〇〇

砲員、彈薬員、砲術科要具庫員等中ノ兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

二 掌水雷長屬 掌水雷長ノ業務ヲ補助スル者ニシテ水雷砲臺下士官、水雷火薬庫員、水雷科要具庫員等中ノ兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

三 掌機雷長屬 掌機雷長ノ業務ヲ補助スル者ニシテ水中測的部下士官、機雷部下士官、機雷庫員、機雷科要具庫員等中ノ兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

四 掌内務長屬 掌内務長ノ業務ヲ補助スル者ニシテ防禦幹部附又ハ應急員中ノ兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

五 先任衛兵伍長 艦内ノ警察、整頓、紀律等ニ關スルコトニ從事スル者ニシテ適任ナル上級ノ兵曹、飛行兵曹又ハ整備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

六 機關科特務下士官 機關員ニ關シ先任衛兵伍長ノ要務ヲ補助スル者ニシテ適任ナル上級機關兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

第七十七條 砲術科、水雷科、機雷科、内務科（工業部、電機部及補機部ヲ除ク）、飛行科又ハ整備科ニ屬スル水兵員、飛行兵員又ハ整備員中各科要具庫員及前條ニ規定スル諸員以外ノ者ヲ兩舷直ト謂ヒ其ノ當直舷ニ屬スル者ヲ當直、非番直舷ニ屬スル者ヲ非番直ト稱ス

第五章 司令部附及隊附下士官、兵並ニ軍屬等
第七十八條 司令部附及隊附下士官、兵中戰鬪ニ際シ司令部ノ業務又ハ隊務ニ從事セザル者ハ左ノ標準ニ依リ乘艦ノ配置ニ編入ス

水兵員、機關員又ハ工作員、應急員、彈藥供給員、工業員等ニ充ツ

看護員 治療所員ニ充ツ
主計員又ハ軍樂員 暗號部員、彈藥供給員、應急員、治療所員補助等ニ充ツ

第七十九條 司令部附及隊附下士官、兵ハ常時ニ在リテハ内務分隊ニ編入スルヲ例トス但シ要スレバ其ノ系統ニ從ヒ適宜ノ分隊ニ編入スルコトヲ得

第八十條 軍屬、工員等ノ配置ニ關シテハ海軍大臣之ヲ定ム

第六章 補則

第八十一條 艦船始マテ本令ニ依ル艦内編制ヲ制定セントスルトキハ別表第一、第二及第三ニ準ジ砲臺、水雷砲臺、機雷科、飛行科及機關科ノ各區分表竝ニ准士官以上配員表及分隊表ヲ調製シテ所屬長官ノ認許ヲ受ケ之ヲ海軍大臣ニ提出スベシ其

ノ一部ヲ變更スルトキ亦同ジ此ノ場合ニ於テハ其ノ理由ヲ附スルヲ要ス

第八十二條 艦船ノ大小、構造、兵裝、艤装又ハ乗員ノ多寡等ニ依リ本令ヲ適用シ難キ場合ニ於テハ適宜之ニ準據シテ其ノ編制ヲ定ムルコトヲ得

所屬長官ハ海軍大臣ノ認許ヲ受ケ研究又ハ實驗ノ爲一時本令ニ依ルコトナク艦内編制ヲ定メシムルコトヲ得

第八十三條 同種同型式ノ艦船ニ於テハ成ルベク本令ニ依ル諸編制ヲ齊一ナラシムルコトヲ期スベシ
第八十四條 艦船ニハ艦船配員簿ヲ備フベシ
艦船配員簿ノ様式ハ海軍大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十二年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和十八年内令第九百二十五號）

本令ハ昭和十八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ日ヨリ向フ二年間從來ノ機關科編制ニ依ル補機部ハ仍之ヲ機關科編制中ニ存置シ又ハ内務科ノ編制ノ部トシテ一括編入シ置クコトヲ得

第一類 編制 艦内編制令

一一一

別表第一（用紙美濃野紙）

軍艦某區分表

一 砲臺區分(別ニ略圖ノ添附ヲ要ス)

(例)

何番何砲塔

何彈藥庫

何番何砲

何彈藥庫

何番何砲

何番何砲

何彈藥庫

何番何砲

何彈藥庫

第一砲臺

第一砲臺

第二砲臺

以下之ニ準ズ
(例) 水雷砲臺區分(別ニ略圖ノ添附ヲ要ス)

第一水雷砲臺

何番發射管
何番發射管
何番水雷火藥庫

以下之ニ準ズ

(例)

機雷科區分

第一機雷部

以下之ニ準ズ

飛行科區分

(例)

第何飛行部 何式艦上戰闘機何機

第何飛行部

何式艦上爆擊機何機

第何整備部

何式艦上戰闘機整備部

第何兵器部

以下之ニ準ズ

機關科區分(別ニ略圖ノ添附ヲ要ス)

(例)

機械部 各機械室諸裝置、何番重油「タンク」

罐部 罐室諸裝置、煙突、何番重油「タンク」、何

番石炭庫

一一一

別表第二（用紙美濃野紙）

丙十三

(例) 軍艦某准士官以上配員表

高射長兼分隊長	少佐、大尉	高射指揮官	第何分隊長
分隊長	大尉	測的、照射指揮官	第何分隊長
分隊長	大尉	水雷砲臺長	第何分隊長
分隊長	大尉	機雷部指揮官	第何分隊長
乘組中尉	少尉	見張指揮官兼航海長輔佐官	第何分隊長
乘組中尉	少尉	第何砲臺部附	第何分隊長
乘組中尉	少尉	副長附兼運用士	第何分隊士
兵曹長	何番砲塔長	第何砲臺部附	第何分隊士
以下之二準ズ			第何分隊士

別表第三
(用紙美濃單紙)

(例一) 第何分隊(砲臺分隊)

軍艦某分隊表

丙子

(例二) 第何分隊(主砲射擊幹部分隊)

(例二) 第何分隊(主砲射擊幹部分隊)

(例三) 第何分隊(機械分隊)

丙十三

兼務配置ヲ有スル者ハ其ノ旨ヲ明示シ又科別、特技章等ノ判別シ難キモノハ適宜ノ符號ヲ以テ區別スルモノトス

備考